

身延町都市計画マスタープラン（素案）に関する意見募集の結果について

■ 意見募集は終了しました。

■ 令和6年2月1日（木）から2月16日（金）の期間、意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

【実施したパブリック（意見募集）の内容は次のとおりでした】

■ 目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が住民の意見を反映しながら策定するものです。

「身延町都市計画マスタープラン」は「都市計画区域マスタープラン（身延都市計画区域）」及び「第二次身延町総合計画 基本構想」（平成29年（2017年）3月）に即し、都市計画の観点からみた中長期的・総合的な都市づくりの方針として位置づけられています。

今回、上位計画や関連計画と整合を図りながらまちづくりを進めるための方針案がまとまりましたので、皆様からご意見を募集いたします。

■ 対象となる計画

- ・身延町都市計画マスタープラン（素案）

■ 公表場所

- ・身延町ホームページ
- ・身延町役場 建設課（中富総合会館内）
- ・身延町役場 下部支所
- ・身延町役場 身延支所

■ 閲覧時間

- ・平日の午前9時から午後5時まで

■ 募集期間

- ・令和6年2月1日（木）～令和6年2月16日（金）【必着】

■ 意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤し、又は通学する方
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・町の行う施策等に利害関係を有するもの

※ご意見提出の際、具体的に要件を満たす方である旨、詳細に必要事項を記載してください。

■ 意見提出方法

- ・意見書用紙に必要事項をご記入のうえ、次の方法により提出してください。

①計画（案）の公表場所窓口へ直接提出

②郵送により提出

郵送先：〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地
身延町役場 建設課 建築住宅担当 あて

③FAXにより提出（送信先：0556-42-2127）

④Eメールにより提出（送信先：kensetsu@town.minobu.lg.jp）

■ 提出用紙

- ・「身延町都市計画マスタープラン（素案）に対する意見書」（別紙1）をダウンロードしてください。また、公表場所にも用意してあります。

■ 記載要領

- ・「お名前（ふりがな）」「性別」「年齢」「ご住所」「連絡先」欄は必ずご記入ください。（記入の無い場合は無効となります。）
- ・ご意見はできるだけ具体的にご記入ください。趣旨が不明なものについては、意見として取り扱うことが困難な場合があります。

■ 意見募集結果の公表

- ・提出されたご意見につきましては、内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともに町ホームページで公表します。（ご意見に対して個別に回答は行いません。）なお、類似するご意見はまとめて公表することがあります。
- ・意見募集結果の公表の際は、ご意見の内容以外（住所・氏名等の個人情報）は公表いたしません。
- ・次に該当するご意見については、町の考え方の公表は行いません。
 - ・個人または法人の誹謗・中傷に関するもの
 - ・本計画に関連のないもの
 - ・公表することにより、他に重大な影響を与えると実施機関が判断するもの